

# 12月は「市税滞納整理強化月間」です ～納期内納付のご協力をお願いします～

税は、私たちが安心して健康な暮らしをするための原資(もと)となるものです。福祉や医療・健康対策、ごみ処理、教育、道路整備など、さまざまな事業を進めるうえで、欠くことのできない財源です。市税の納期限が過ぎてても納の人は、納付してください。未納額全額を一度に納められないときは、すぐに申し出てください。市では市税滞納額の縮小と税の公平性の確保を目指し、12月を「市税滞納整理強化月間」として、税収確保に努めます。

## 納付・相談に応じない人には滞納処分により強制的に徴収します

納期限日を経過し、督促状発送日から10日を経過したときは、「滞納者の財産を差し押さえなければならぬ」とされています(地方税法第331条など)。その後、催告書などに対して、納税および連絡がない場合は、財産調査をし(国税徴収法第141条)、滞納処分(財産差押え)を執行します。

大多数の人は納期内に納付いただいておりますが、支払能力があるにもかかわらず遊興費・借金の返済・住宅ローンの返済などを優先し、納税いただけない人に対しては、預貯金・給与・年金・生命保険・不動産などの差押えを執行し、強制的に徴収しています。

## ●滞納処分の件数・換価状況

区分	29年度上半期
預貯金	268件
給与・年金	33件
生命保険	21件
国税還付金	35件
売掛金・賃料ほか	11件
不動産	16件
計	384件
換価による税収	21,644,854円

## 市税に滞納のある人は、確定申告による所得税還付金を全て差し押さえます

確定申告をしたことにより所得税が還付になる場合、市税に滞納のある人については、差押えの手続を行なったうえで、すべて市税に充当します。差押えを執行するにあたり、本人の承諾は必要ありません。なお、市税を分割納付している人も所得税還付金の差押えの対象となります。この場合も、本人には連絡せずに差押えを執行しますのでご了承ください。

(各年度5月末現在)

年度	平成27年度	平成28年度
差押件数	80件	70件
換価額	3,535,506円	1,868,390円

## 不動産の差押えを強化していただきます

住宅ローンなどの支払いを優先して納税いただけない人には、積極的に不動産(土地・建物)の差押えを執行しています。

差し押さえた不動産については公売(売却)により換価し、市税に充当します。なお、法律にも地方税はその他の債権(住宅ローンや他の借入などの支払い)に先だって徴収すると明記されています(地方税法第14条)。



▲過去に差し押さえた不動産

## 納期内納付にご協力を

市税の納付は、納期内の自主納付が原則です。納期限を過ぎた場合は、督促状の発送などに多額の経費が掛かり、その経費も市税で負担す

ることになります。納期内の納付にご協力をお願いします。

## 納税が困難な人は、一人で悩まず放置せず、早めに相談を

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情や、多重債務などにより市税の納期ごとの納付が困難な場合は、一人で悩まず、放置せずに、早めにご相談ください。

一括納付が難しい場合には、分割納付に応じることができません。まずは、納付できない理由をお聞かせください。

### ●日曜納税相談窓口

12月の「市税滞納整理強化月間」には日曜納税相談窓口を開設します。

開設日	時間	場所
12月17日(日)	午前9時から正午まで	困収納課

### ●夜間納税相談窓口

市役所開庁時間に納税相談ができない人のために、左表の開設日(納期限日)には夜間窓口を開設しています。

開設日	時間	場所
12月25日(月)	午後8時まで	困収納課
1月31日(水)		
2月28日(水)		
4月2日(月)		

問合せ▶困収納課収納整理係 (☎内線1082)